電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	第 59/61/116 小委員会
事務局	一般社団法人　日本電機工業会

＜規格情報＞

規格番号（発行年）	JIS C 9335-2-14（2021）
対応国際規格番号（版）	IEC 60335-2-14（第 6.1 版）
規格タイトル	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-14 部 : ちゅう房機器の個別要求事項
適用範囲に含まれる主な電気用品名	ジューサー 、ジュースミキサー 、フッドミキサー 電気製めん機 、コーヒーひき機、電気缶切機 電気肉ひき機 、電気肉切り機、電気パン切り機 電気かつお節削機、電気氷削機、精米機
廃止する基準及び有効期間	廃止する基準　　J60335-2-14(H20) 有効期間　　3 年間

＜審議中に問題となったこと＞

特になし

＜主な国際規格との差異の概要とその理由＞

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。

項目番号	概　要	理　由
3.1.9.13	IEC では，アイスクリーム製造機の通常動作における混合物の量を，取扱説明書に明記された最大量としているが、JIS では，本体容器の目盛等で最大量が明記されている場合も，その量で行うことを可能とした。	本体容器への最大量の明記は，一般ユーザも，その量以上での操作は行わないと想定されるため。

＜主な改正点＞

主な改正点は，次のとおりである。

① 用語の定義において，アイスクリーム製造機の通常動作における混合物の量を，取扱説明書又は本体に明記されている最大量とした。（箇条 3）

② コードレスブレンダに附属するスタンドに，製造業者名、型式等の表示を要求（箇条 7）

③ 取扱説明への表示事項に以下の内容を追加（箇条 7）

- フードプロセッサ及びブレンダの取扱説明では，誤使用による潜在的負傷(洗浄中等の刃による怪我、熱い液体を入れた場合の火傷)について表示を要求
- 遠心形ジューサの取扱説明に回転こし器や保護カバーが損傷している場合は，機器を使用しな

い旨の表示を要求

- コードレスブレンダの取扱説明には，専用のスタンドでしか使用すべきでない旨の表示を要求
- ブレンダ及びコードレスブレンダの取扱説明にスタンドから取り外す前に，ブレンダの電源が切られていることを確認する旨の表示を要求
- 各製品の取扱説明に，食品と接触する表面の洗浄方法に関する表示を要求
- 家庭用及びそれに類する用途での使用（店舗、事務所、ホテル等）が意図されている旨（製造業者が機器の使用を制限する場合は，その旨を明確に記載）

④ コードレスブレンダの専用スタンドの接続装置に対して，水の影響を受けないよう試験基準を追加（箇条 15）

⑤ ブレンダの切断刃が可触なとき，不意に運転することが可能であってはならない構造を要求（箇条 20）

⑥ 遠心形ジューサの樹脂製の材料で保持される回転こし器に高速で回転する部品に起因する応力に耐える構造を要求（箇条 20）

⑦ フードブレンダ及び手持ち形ブレンダのボウル及び切断刃に適切な機械的強度を要求（箇条 20）

⑧ コードレスブレンダの機器カップラに通常使用中に発生する応力に耐える構造を要求（箇条 22）

⑨ ナイフ研ぎ器にナイフの刃が，ナイフの刃が突き抜けることを防ぐような構造を要求（箇条 22）

技術基準との整合確認書

＜技術基準省令への整合性＞ JIS C 9335-2-14：2021（家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第 2-13 部：ちゅう房機器の個別要求事項）

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は，通常の使用状態において，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4 箇条20 20.101 20.102 20.103 20.104 20.105 20.106	4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下，第1 部）の箇条4 による。） 20 安定性及び機械的危険（第1 部の箇条20 による。） 22.101 回転部への偶然の接触を防止するための適切なガードがない機器（クリーム泡立て機・手持形フードミキサ等）は、ナイフのように鋭利な刃（ナイフエッジ）がないこと。回転中（1500r/min 超える）に回転部を外すことが可能であってはならない。 22.102 手持ち型ブレンダの回転部の上部は覆われている。 20.103 ブレンダ用アタッチメントを備えた手持形フードミキサ以外の手持形ブレンダは、偶然の作動を防止するため、操作ボタンはくぼみにいれるか、その他の方法でガードする。 20.104 手持形ブレンダ以外のブレンダの刃は、可触のとき、不意な動作が可能であってはならない。 20.105 遠心形ジューサは、振動によってカバーが開かない構造とする。 20.106 食材等の投入用器具や部分には人体に対して保護を備える。	

				20.107 20.108 20.109 20.110 20.111 20.112 20.113 20.114 20.115 20.116 20.117 20.118 20.119 箇条22	20.107 スライス機は、適切な位置に保持可能で使用後に取り外しを可能にする装置をもつ 20.108 スライス機は、回転刃の周囲にガードをもつ。 20.109 スライス機は、偶然の動作を停止する構造とする。 豆用スライス機の刃は、開口面から30mm以上離す。 20.111 ブレンダ、おろし機、せん切り器の回転部は、運転中に緩まないよう確実に固定する。 20.112 蓋を閉じて運転するフードプロセッサの刃は、オフ後4秒以内に停止する。 20.113 フードプロセッサの蓋のインタロックは、偶然の動作を防止する構造とする。 20.114 フードプロセッサは、使用中に着脱可能部品に対して可動部への接触を防止する。 20.115 電動ナイフの操作スイッチは、偶然の作動を防止するため、くぼみに入れるか、ガードをもつ。 20.116 遠心形ジューサは、高速で運転中に部品が外れない。 20.117 回転こし機をもつ遠心形ジューサ（樹脂のリム）は、回転に起因する応力に耐える。 20.118 可触可能な刃をもつコードレス機器は、二つの別々の制御装置の動きを必要とする。 20.119 フードブレンダのボウル・刃は適切な機械的強度をもつ。 22 構造（第1 部の箇条22による。）	

				22.101 22.102 22.103 22.104	22.101 潤滑油が食品を扱う部分を汚さない。 22.102 電気的故障及び機械的故障を引き起こす場所に食品及び液体が入り込まない。 22.103 コードレスブレンダの機器用カプラは、通常使用中の応力に耐える。 22.104 包丁砥ぎ器は、包丁の刃が電気的危険又は機械的危険を引き起こし得る領域内に突き抜けることがない構造とする	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は，当該電気用品の安全性を確保するために，形状が正しく設計され，組立てが良好で，かつ，動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	同上	同上	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は，前条の原則を踏まえ，危険な状態の発生を防止するとともに，発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.101 19.102	19 異常運転（第1 部の箇条19 による。） 19.101、19.102 コーヒーミル、穀物ひき機、製めん機は、巻き線温度の制限を追加	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は，前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは，当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について，当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.12	7 表示、及び取扱説明又は据付説明（第 1 部の箇条7 による。） 7.12 誤使用による潜在的な負傷の可能性を警告 鋭い刃をもつき器の場合、空の容器、洗浄時の注意 保護カバーが損傷している場合の使用停止 その場を離れる場合や使用前、使用後のプラグを抜く 容器等への最大量 等 安全な利用に関する記載	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は，当該電気用品に通常想定される供用期間中，安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条19 箇条22	19 異常運転（第1 部の箇条19 による。）（第1 部の19.11（電子回路の故障），19.12（ヒューズの特性）による。） 22 構造（第1 部の箇条22 による）	

				22.103 箇条 24 24.1.3 箇条 25 25.14 箇条 28	22.103 コードレスブレンダの機器用カプラは、電気的負荷ありで約 1 分間に 10 回の割合で 10, 000 回引き抜く、さらに電圧印加で負荷なしとし 10, 000 回引き抜く。ただし通電できない場合は代わりに 20, 000 回引き抜く。 24　部品（第 1 部の 24.1.4（自動制御装置の耐久性）、24.1.8（温度ヒューズの規定）による。） スイッチは 3,000 回の動作サイクル試験を行う 25 電源接続及び外部可とうコード（第 1 部の箇条 25 による。） 25.14 手持ち形ブレンダ及びハンドミキサの電源コードは垂直に垂らして 10N の負荷を加えて、1 分間に 180 度分の屈曲を 2,000 回行う。 箇条 28 ねじ及び接続（第 1 部の箇条 28 による。）	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は，想定される使用者及び使用される場所を考慮し，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され，及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条 1 箇条 6 6.1 箇条 7 7.12	1　適用範囲　この規格では，これらの機器に起因する共通的な危険性を可能な限り取り扱う。 6　分類（第 1 部の箇条 6（分類）による。） 6.1 手持形ちゅう房機器は、クラス II 又はクラス III とする。ただし定格 150V を超えない場合、クラス 0 又はクラス I でよい。 7　表示、及び取扱説明又は据付説明（第 1 部の箇条 7 による。） 7.12　附属品の運転回数を記載、別売附属品の情報提供、潜在的な不詳の可能性の警告、火傷のおそれがある警告、カバー損傷時の使用停止など、安全な利用に	

				箇条 15 15.101	関する取扱説明書、本体表示 15 耐湿性等（第 1 部の箇条 15 による。） 15.101 コードレスブレンダ用のスタンドの接続装置に対する水の影響を評価する。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には，当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性，絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 15 15.101 箇条 24 箇条 29 29.2 箇条 30 30.1	15 対湿性等（第 1 部の箇条 15 による。） 15.101 コードレスブレンダ用のスタンドの接続装置に対し水の影響を評価。 24 部品（第 1 部の箇条 24 による。） 29 空間距離，沿面距離及び固体絶縁（第 1 部の箇条 29 による。） 29.2 汚損にさらされることがないように密閉又は設置していない場合、ミクロ環境は汚損度 3 とする。 30 耐熱性及び耐火性（第 1 部の箇条 30 による。） 30.1 耐熱性（第 1 部の 30.1 による。）	
第七条第 1 項	感電に対する保護	電気用品には，使用場所の状況及び電圧に応じ，感電のおそれがないように，次に掲げる措置が講じられるものとする。 一　危険な充電部への人の接触を防ぐとともに，必要に応じて，接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条 8 箇条 13 箇条 15 15.101 箇条 16 箇条 22	8 充電部への近接に対する保護（第 1 部の箇条 8 による。） 13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧（第 1 部の箇条 13 による。）（第 1 部の 13.3 の耐電圧） 15 対湿性等（第 1 部の箇条 15 による。） 15.101 コードレスブレンダ用のスタンドの接続装置に対し水の影響を評価する。 16 漏えい電流及び耐電圧（第 1 部の箇条 16 による。）（第 1 部の 16.3 の耐湿後の耐電圧） 22 構造（第 1 部の箇条 22 による。）（第 1 部の 22.5 のコンデンサの残留電荷による感電危険の防止）	

				箇条23 箇条27	23 内部配線（第1部の箇条23による。） 27 接地接続の手段（第1部の箇条27による。）	
第七条 第2項	感電に対する保護	二　接触電流は，人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条13 箇条16	13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧（第1部の箇条13による。）（第1部の13.2の動作温度での漏えい電流） 16 漏えい電流及び耐電圧（第1部の箇条16による。）（第1部の16.2の耐湿後の漏えい電流）	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は，通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し，かつ，使用場所の状況に応じ，絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条11 箇条14 箇条15 15.101 箇条22 22.102 箇条25 25.14 25.22 箇条26 箇条29	11 温度上昇（第1部の箇条11による。） 追加で各種類の試験条件（動作時間、休止時間など）を規定。 14 過渡過電圧（第1部の箇条14による。） 15 対湿性等（第1部の箇条15による。） 15.101 コードレスブレンダ用のスタンドの接続装置に対し水の影響を評価。 22 構造（第1部の箇条22による。） 22.102 電気的故障及び機械的故障を引き起こす場所に食品及び液体が入り込まない。 25 電源接続および外部可とうコード（第1部の箇条25による。） 25.14 手持ち形ブレンダ及びハンドミキサの電源コードは垂直に垂らして10Nの負荷を加えて、1分間に180度分の屈曲を2,000回行う。 25.22 機器用インレットは食品及び液体によって汚されないような場所に取り付ける。 26 外部導体用端子（第1部の箇条26による。）	

					29 空間距離，沿面距離及び固体絶縁（第 1 部の箇条 29 による。）	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には，発火によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，発火する温度に達しない構造の採用，難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 11 箇条 17 箇条 19 箇条 30	11 温度上昇（第 1 部の箇条 11 による。） 17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護（第 1 部の箇条 17 による。） 19 異常運転（第 1 部の箇条 19 による。） 30 耐熱性及び耐火性（第 1 部の箇条 30 による。）（第 1 部の 30.2 耐火性による。）	
第十条	火傷の防止	電気用品には，通常の使用状態において，人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと，発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 11	11 温度上昇（第 1 部の箇条 11 による。）	
第十一条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には，それ自体が有する不安定性による転倒，可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 20 20.101 20.102 20.103 20.104	20 安定性及び機械的危険（第 1 部の箇条 20 による。） 20.101 回転部への偶然の接触を防止するための適切なガードがない機器（クリーム泡立て機・手持形フードミキサ等）は、ナイフのように鋭利な刃（ナイフエッジ）がないこと。回転中（1500r/min 超える）に回転部を外すことが可能であってはならない。 20.102 手持ち型ブレンダの回転部の上部は覆われている。 20.103 ブレンダ用アタッチメントを備えた手持形フードミキサ以外の手持形ブレンダは、偶然の作動を防止するため、操作ボタンはくぼみにいれるか、その他の方法でガードする。 20.104 手持形ブレンダ以外のブレンダの刃は、可触の	

					とき、不意な動作が可能であってはならない。	
				20.105	20.105 遠心形ジューサは、振動によってカバーが開かない構造とする。	
				20.106	20.106 食材供給用のスクリュを持つ機器は人体に対して保護を備える。	
				20.107	20.107 スライス機は、適切な位置に保持可能で使用後に取り外しを可能にする装置をもつ	
				20.108	20.108 スライス機は、回転刃の周囲にガードをもつ。	
				20.109	20.109 スライス機は、偶然の動作を停止する構造とする。	
				20.110	20.110 豆用スライス機の刃は、開口面から 30mm以上離す。	
				20.111	20.111 ブレンダ、おろし機、せん切り器の回転部は、運転中に緩まないよう確実に固定する。	
				20.112	20.112 蓋をロックして運転するフードプロセッサの刃は、オフ後 4 秒以内に停止する。その他のフードプロセッサの刃は、蓋を外した時に 1.5 秒以内に停止する。	
				20.113	20.113 フードプロセッサの蓋のインタロックは、偶然の動作を防止する構造とする。	
				20.114	20.114 フードプロセッサは、使用中に着脱可能部品に対して可動部への接触を防止する。	
				20.115	20.115 電動ナイフの操作スイッチは、偶然の作動を防止するため、くぼみに入れるか、ガードをもつ。	
				20.116	20.116 遠心形ジューサは、高速で運転中に部品が外れ	

					ない。 20.117 回転こし機をもつ遠心形ジューサ（樹脂のリム）は、回転に起因する応力に耐える。 20.118 可触可能な刃をもつコードレス機器は、二つの別々の制御装置の動きを必要とする。 20.119 フードブレンダのボウル・刃は適切な機械的強度をもつ。 22 構造（第1部の箇条22による。） 22.101 潤滑油が食品を扱う部分を汚さない。 22.102 電気的故障及び機械的故障を引き起こす場所に食品及び液体が入り込まない。 22.103 コードレスブレンダの機器用カプラは、通常使用中の応力に耐える。 22.104 包丁砥ぎ器は、包丁の刃が電気的危険又は機械的危険を引き起こし得る領域内に突き抜けることがない構造とする。	
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	２　電気用品には，通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条20 20.101 関連 箇条21 箇条22 22.102	安定性及び機械的危険（第1 部の箇条20 による。） 前述のとおり 21 機械的強度（第1 部の箇条21 による。） 機械的危険に対する保護のために必要な着脱可能な部品に対しても試験する。 22 構造（第1 部の箇条22 による。）（第1 部の22.11 充電部，湿気又は運動部への接触に対する保護のための着脱できない部分は機械適応力に耐える。） 22.102 電気的故障及び機械的故障を引き起こす場所	

					に食品及び液体が入り込まない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は，当該電気用品に含まれる化学物質が流出し，又は溶出することにより，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19 箇条22 箇条31 箇条32	19 異常運転（第1 部の箇条19 による。）（第1 部の19.13 異常試験の判定による。） 22 構造（第1 部の箇条22 による。）（第1 部の22.22 アスベスト使用の禁止、22.23 ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含んだ油の使用禁止、22.41 ランプを除き，水銀を含む部品の禁止） 31 耐腐食性（第1 部の箇条31 による。） 32 放射線，毒性その他これに類する危険性（第1 部の箇条32 による。）	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は，人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が，外部に発生しないように措置されているものとする。	■該当 □非該当	箇条32	箇条32 放射線，毒性その他これに類する危険性（第1 部の箇条32 による。）	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は，当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され，及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条7 箇条19 箇条22 箇条30	7　表示、及び取扱説明又は据付説明（第1 部の箇条7 による。） 手持形ブレンダは無監視状態ではプラグをコンセントから外すこと、子供の使用を禁止としている。 19 異常運転（第1 部の箇条19 による。）（第1 部の19.7 モータ拘束試験による。） 22 構造（第1 部の箇条22 による。）（第1 部の22.49～22.51 遠隔操作に対する規定 による。） 30 耐熱性及び耐火性（第1 部の箇条30 による。）（第1 部の30.2.3 人の注意が行き届かない状態で動作する機器の耐火性試験）	

第十五条第1項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，不意な始動によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19 箇条20 20.103 20.104 20.109 20.113 20.115	19 異常運転（第1 部の箇条19 による。） 20 安定性及び機械的危険（第1部の箇条20による） 20.103 ブレンダ用アタッチメントを備えた手持形フードミキサ以外の手持形ブレンダは、偶然の作動を防止するため、操作ボタンはくぼみにいれるか、その他の方法でガードする。 20.104 手持形ブレンダ以外のブレンダの刃は、可触のとき、不意な動作が可能であってはならない。 20.109 スライス機は、偶然の動作を停止する構造とする。 20.113 フードプロセッサの蓋のインタロックは、偶然の動作を防止する構造とする。 20.115 電動ナイフの操作スイッチは、偶然の作動を防止するため、くぼみに入れるか、ガードをもつ。	
第十五条第2項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，動作が中断し，又は停止したときは，再始動によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条20 20.101 関連 箇条22	20 安定性及び機械的危険（第1 部の箇条20による。）（第1部の20.2機器的危険による。） 前述のとおり 22 構造（第1部の箇条22による。）（第1部の22.10非自己復帰形制御装置の復帰ボタンに関する規定による。）	
第十五条第3項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	—	—	急停止が危険にならない機器
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は，当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し，異常な電流に対する	■該当 □非該当	箇条10 箇条17	10 入力及び電流（第1 部の箇条10 による。） 17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護（第1	

		安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに，安全装置が作動するまでの間，回路が異常な電流に耐えることができるものとする。		箇条19 箇条25	部の箇条17 による。） 19 異常運転（第1 部の箇条19 による。）（第1 部の19.12 ヒューズの特性による。） 25 電源接続及び外部可とうコード（第1 部の箇条25 による。）	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は，電気的，磁気的又は電磁的妨害により，安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条19	19 異常運転（第1 部の箇条10 による。）（第1 部の19.11.4 イミュニティ試験による。）	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は，通常の使用状態において，放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	■該当 □非該当	―	―	家電機器に対する雑音の強さは，J55014 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は，安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を，見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	箇条7	7 表示、及び取扱説明又は据付説明（第1 部の箇条7 による。）（第1 部の7.14　表示の消えにくさによる。）	
第二十条第1項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は，前条の規定によるほか，当該各号に定めるところによる。 一　扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り，毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年	□該当 ■非該当	―	―	長期使用製品安全表示制度については，省令で明確に規定されているため，整合規格は不要。

		(ロ)　設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	二　電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	—	—	同上
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	三　電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り，産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある	□該当 ■非該当	—	—	同上

		旨				
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	四　テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り，産業用のものを除く。）　機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	—	—	同上